

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 矢萩新一

「あらゆる喜びと平和とで 満たされますように」

管区事務所 総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一

「希望の源である神が、信仰によって得られるあらゆる喜びと平和とであなたがたを満たし、聖霊の力によって、あなたがたを希望に満ち溢れさせてくださいますように。」(ローマ 15:13)

大齋節第1主日後の土曜日、2月28日未明にイラン国内へのアメリカとイスラエルによる大規模軍事攻撃が開始され、今の時代にこんなことが許されるのかと衝撃を受けたのは私だけではないと思います。「先制攻撃」だと主張していますが、利権をコントロールしたいがゆえの武力行使によって、尊い命が奪われています。同日付でエルサレム・中東聖公会の首座主教ホサム・ナオム主教から声明が出され、3月1日付でNCC・日本キリスト教協議会の議長と総幹事名で抗議声明が出されています。

聖地エルサレム全域でもイランからのミサイル接近を知らせるサイレンが鳴り響き、地中海からペルシャ湾に至るまで、人びとは突如としてシェルターへの避難を余儀なくされており、管区内の国々が報復攻撃の矢面に立たされ、誰もが自らの命に危機を感じ、身を潜めていると、ナオム大主教の声明の中で記されていました。そして、圧倒的な武力を前にして、私たちは主イエス・キリストの「平和を造る人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる(マタイ5:9)」という言葉を思い起こし、今日、その召命はかつてないほど重く感じられます。「臆病の霊」が私たちの心を蝕もうとする時こそ、私たちは「力と愛と思慮の霊(テモテニ1:7)」に自らを繋ぎ止めねばなりません、全世界の教会に緊急かつ絶え間ない祈りに加わるよう呼びかけられました。

大主教の『私たちの希望は、艦隊の武力やミサイル防衛システムにあるのではなく、「平和の君」のうちにあるのです。私たちは「架け橋となる者」であり続けなければなりません。外交の窓が閉ざされようとしている今こそ、教会は和解の扉を開き続けねばなりません。テヘランであれ、テルアビブであれ、あるいは湾岸地域の軍事基地であれ、私たちは隣人を敵と見なすことを拒絶します。

□会議・プログラム等予定

(2026年3月15日以降・前回未掲載分)

3月

- 15日(日) 常議員会 [Web]
- 26日(木) 管区共通聖職試験委員会 [Web]
- 31日(火) 神学教理委員会 [Web]

4月

- 6日(月) 金融資産運用・管理チーム会議 [管区事務所]
- 10日(金) 管区会計監査 [管区事務所]
- 10日(金) 正義と平和・原発問題プロジェクト会議 [Web]
- 13日(月) 主事会議 [管区事務所]
- 15日(水) 正義と平和委員会 [Web]
- 18日(土) 原発のない世界を求めるZoomカフェ [Web]
- 21日(火) ナザレ委員会 [Web]
- 21日(火) 常議員会 [管区事務所]
- 22日(水) 文書保管委員会 [管区事務所]
- 23日(木) 財政主査会 [管区事務所 + Web]
- 24日(金) 逝去された女性の教役者のレクイエムと分かち合いの会 [名古屋聖マタイ教会]

5月

- 1日(金) ナザレ委員会・オルガン瞑想コンサート [ナザレの家]
- 11日(月) 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会 [管区事務所]
- 14日(木) 人権問題担当者会議 [Web]
- 15日(金) ウィリアムズ主教記念基金運営委員会 [Web]
- 25日(月) 神学教理委員会 [管区事務所]

<関係諸団体会議・他>

- 3月25日(水) サラ・ムラーリ主教・カンタベリー大主教着座式 [英国・カンタベリー]

.....
✦4月3日(金) は受苦日のため、管区事務所の業務を休業いたします。緊急の連絡は総主事まで、よろしくお願ひいたします。

(次頁へ続く)

全世界の聖公会、そして良意あるすべての人々へ緊急の要請をいたします。』との言葉に全く同意します。

ウクライナとロシア、パレスチナとイスラエルなどすべての戦闘行為と武力による侵攻が止められ、平和と和解、共生への道へと導かれますようにと、大齋節の祈りに加え、各教会でも平和の君を通して祈り求め、すべての人が復活のいのちにあずかれますように。

(前頁より)

26日(木) 首座主教会議〔英国・カナタベリー〕

4月13日(月) キリスト者平和ネット運営委員会〔Web〕

23日(木) NCC 常議員会〔Web〕

30日(木) 日本キリスト教連合会総会・講演会〔Web〕

5月18日(月) 部キ連総会・講演会〔大阪+Web〕

公 示

救主降生 2026年3月19日
日本聖公会 首座主教
主教 ダビデ 上原 榮正[Ⓔ]

日本聖公会第70(臨時) 総会決議第4号により、下記の通り管理主教を委嘱いたします。

記

日本聖公会法規第129条により、2026年3月25日付で、日本聖公会東北教区主教 フランシス 長谷川清純師に、新設される日本聖公会東日本教区の管理主教を委嘱する。

※この度の管理主教の職務は、新設される教区(東日本教区)の教区会の公示および第1回の新教区設立教区会の日から、新教区主教就任までの法規第11条に定める職務権限とします。

以上

□各教区

東京

- ・第148(定期) 教区会
- ☆常置委員選挙結果(敬称略・50音順):
聖職常置委員:
司祭 太田信三、司祭 卓志雄、司祭 中川英樹(長) 次点:司祭 下条裕章
- 信徒常置委員:
倉辻明男、黒澤圭子、土屋寛子 次点:福澤真紀子
- 任期:東日本教区 第1回教区会終了時まで

沖縄

- ・聖職按手式 2026年3月20日(金) 11時～
沖縄教区主教座聖堂 三原聖ペテロ聖パウロ教会 司式:主教 ダビデ上原榮正 説教:司祭 ヨハネ戸塚鉄也 執事按手志願者:
聖職候補生 クリストファー大倉信彦

□神学校

ウイリアムス神学館

- ・2026年度入学礼拝 2026年4月8日(水) 11時～ 京都教区主教座聖堂 聖アグネス教会 司式・説教:主教 西原廉太(理事長)、入学者(本科生) 立川亮(京都教区)

 ≪人事≫
北海道

- 司祭 アルバン阿部芳克(退) 2026年4月1日付 新札幌聖ニコラス教会嘱託を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 パウロ内海信武(退) 2026年4月1日付 平取聖公会嘱託、バチラー保育園嘱託チャプレン、及び新冠聖フランシス教会嘱託を委嘱する(任期:1年)
- 司祭 アンデレ甲斐博邦(退) 2026年4月1日付 深川聖三一教会嘱託及び深川あけぼの保育園嘱託チャプレンを委嘱する(任期:1年)

北関東

- 司祭 マルコ福田弘二(退) 2026年4月1日付 教区内諸教会での嘱託勤務を委嘱する。(任期:1年)
- 主教 ゼルバベル広田勝一(退) 2026年4月1日付 志木聖母教会嘱託勤務(定住)を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 サムエル興石 勇(退) 2026年4月1日付 榛名聖公会教会嘱託勤務(協働司祭)を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 アンデレ斎藤英樹(退) 2026年4月1日付 幸手基督教会での嘱託勤務を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 ヤコブ八戸 功(退) 2026年4月1日付 教区内諸教会での嘱託勤務を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 ヨハネ小野寺達(退) 2026年4月1日付 東松山聖ルカ教会嘱託勤務(定住)を委嘱する。(任期:1年)
- 執事 テモテ鈴木育三(退) 2026年4月1日付 榛名聖公会教会での嘱託勤務を委嘱する。(任期:1年)
- 伝道師 アンブローズ久保田 智(退)
2026年4月1日付 日光真光教会嘱託勤務を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 マタイ金山昭夫
2026年3月31日付 沖縄教区への出向の任を解く
2026年4月1日付 沖縄教区への転出を認める。

東京

- トーマス・アッシュ 2026年2月21日付 日本聖公会聖職候補生に認可する。

京都

- 司祭 アンデレ松山健作 2026年3月31日付 富山聖マリア教会礼拝協力の任を解く。
- 司祭 モーセ石垣 進(退) 2026年4月1日付 司祭アントニオ出口崇のもとで、岸和田復活教会において、嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 ヨハネ井田 泉(退) 2026年4月1日付 京都教区内各教会での礼拝協力を委嘱する。(任期:1年)
- 司祭 テモテ宮嶋 眞(退) 2026年4月1日付 大阪教区からの要請を受け、桃山学院に嘱託チャプレンとして出向することを許可する。(任期:1年)
-

		京都教区内各教会での礼拝協力を委嘱する。 (任期:1年)
司祭 バルトロマイ三浦恒久(退)	2026年4月1日付	司祭サムエル小林宏治のもとで、新宮聖公会において、嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期:1年)
司祭 アンデレ江渡由直(退)	2026年4月1日付	司祭セシリア大岡左代子のもとで、桑名エピファニー教会および四日市聖アンデレ教会において、嘱託司祭として勤務することを委嘱する。 (任期:1年)
司祭 セオドラ池本則子(退)	2026年4月1日付	司祭ヨシュア大藪義之のもとで、橋本基督教会において、嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任期:1年)
司祭 サムエル門脇光禪(退)	2026年4月1日付	京都教区各教会での礼拝協力を委嘱する。 (任期:1年)
司祭 ヨハネ石塚秀司(退)	2026年4月1日付	八木基督教会での礼拝協力を委嘱する。(任期:1年)
司祭 パウロ北山和民(退)	2026年4月1日付	和歌山伝道区内各教会での礼拝協力を委嘱する。 (任期:1年)
司祭 クレメント大岡 創(退)	2026年4月1日付	京都教区内各教会での礼拝協力を委嘱する。 (任期:1年)
司祭 アンナ三木メイ(退)	2026年4月1日付	京都教区内各教会での礼拝協力を委嘱する。 (任期:1年)
主教 ヨハネ吉田雅人(東北教区・退)	2026年4月1日付	主教アシジのフランシス西原廉太のもと、京都教区内各教会において、主日礼拝等への協力を委嘱する。(任期:1年)

神戸

司祭 バルナバ永野拓也	2026年2月18日付	神戸教区での主日礼拝奉仕を委嘱します。(月1回)
-------------	-------------	--------------------------

九州

司祭 セシリア塚本祐子	2026年4月30日付	直方キリスト教会牧師、宗像聖パウロ教会管理牧師解任。
	2026年5月1日付	熊本聖三一教会牧師、菊池黎明教会管理牧師、降臨教会礼拝堂管理牧師およびリデルライトホームチャプレン、佐賀聖ルカ伝道所協力司祭任命。(住居は熊本聖三一教会)
主教 マルコ柴本孝夫	2026年5月1日付	佐賀聖ルカ伝道所管理牧師、久留米天使こども園チャプレン任命。
執事 ダビデ佐藤 充	2026年4月30日付	久留米聖公会牧師補および久留米天使こども園チャプレン解任。

	2026年5月1日付	管理牧師主教マルコ柴本孝夫のもと長崎聖三一教会牧師補任命。(住居は長崎聖三一教会)
司祭 ヨハネ李 浩平	2026年4月30日付	熊本聖三一教会牧師、菊池黎明教会管理牧師、降臨教会礼拝堂管理牧師およびリデルライトホームチャプレン、佐賀聖ルカ伝道所管理牧師解任。
	2026年5月1日付	直方キリスト教会牧師および直方セントポール幼稚園チャプレン、宗像聖パウロ教会管理牧師、聖公幼稚園チャプレン任命。(住居は直方キリスト教会)
司祭 ステパノ中村 正(退)	2026年4月1日付	管理牧師司祭フランシス小林史明のもと戸畑聖アンデレ教会主日礼拝協力委嘱、管理牧師主教マルコ柴本孝夫のもと福岡ベテル教会主日礼拝協力委嘱。(任期:1年)
司祭 パウロ濱生正直(退)	2026年4月1日付	牧師主教マルコ柴本孝夫のもと福岡聖パウロ教会主日礼拝協力委嘱。(任期:1年)
司祭 キャサリン吉岡容子(退)	2026年4月1日付	管理牧師主教マルコ柴本孝夫のもと久留米聖公教会、佐賀聖ルカ伝道所、佐世保復活教会主日礼拝協力委嘱。(任期:1年)
司祭 ダビデ中島省三(退)	2026年4月1日付	牧師司祭マグダラのマリヤ島優子のもと鹿児島復活教会主日礼拝協力委嘱、管理牧師司祭マグダラのマリヤ島優子のもと宮崎聖三一教会主日礼拝協力委嘱。(任期:1年)
司祭 ダビデ中野准之(退)	2026年4月1日付	管理牧師司祭マグダラのマリヤ島優子のもと大口聖公会囑託司祭および大口幼稚園チャプレン、宮崎聖三一教会、延岡聖ステパノ教会主日礼拝協力委嘱。(任期:1年)
司祭 テモテ山崎貞司(退)	2026年4月1日付	管理牧師司祭ヨハネ李浩平のもと大分聖公会礼拝協力委嘱、管理牧師主教マルコ柴本孝夫のもと久留米聖公教会、佐賀聖ルカ伝道所礼拝協力委嘱、および久留米天使こども園チャプレン協力委嘱。(任期:1年)

沖繩

クリストファー大倉信彦	2026年2月20日付	日本聖公会聖職候補生として認可する。
司祭 マタイ金山昭夫	2026年4月1日付	北関東教区から沖繩教区への移籍を受け入れる。

日本聖公会法憲法規 (2021年4月4日発行・第1刷への改訂箇所)

【「法憲法規」の見返しに貼付するなどしてご活用ください。】

※下線部を変更 ()は、「日本聖公会法憲法規」のページ番号

「日本聖公会法憲法規」

第79条(代議員の任期) (26頁)

代議員の任期は、その選挙後初めての定期総会招集公示の日に始まり、次の定期総会招集公示の日の前日に終了する。**ただし、第129条第2項に規定する新設教区の教区会において選出された代議員の任期は、選出の日に始まる。**

付則 <2026年第70総会決議第7号> (64頁)追記

この法規は、2026年開催の日本聖公会第70(臨時)総会終了の時から施行する。

「日本聖公会総会代議員選挙規則」

第1条(選挙の時期・選挙長) (91頁)

総会の聖職代議員および信徒代議員の選挙は、定期総会招集の公示の直前の定期教区会において行なう。**ただし、新設教区にあつては、日本聖公会法規第129条第2項に規定された教区会において行なう。**

2 教区会議長は、前項の選挙の選挙長となる。

(中略)

第6条(補欠) (92頁)

総会代議員の選挙において、聖職代議員および信徒代議員の補欠 **2名**を決定する。

2 補欠は選挙人の過半数が承認した者でなければならない。

3 前条第2項および第3項の場合においては、当選者とならなかった者を補欠とする。

付則 <2026年第70総会決議第6号> (92頁)追記

この法規は、2026年開催の日本聖公会第70(臨時)総会終了の時から施行する。

日本聖公会法憲法規改訂箇所

2026年3月19日、法規第103条の定めにより、
2021年4月4日発行・第1刷への改訂箇所につき祈祷書等検査委員検査済

□「日本聖公会法憲法規 一部改正」について

2026年2月23日(月・休)に開催された日本聖公会第70(臨時)総会において提出された議案が審議され可決。北関東教区と東京教区が合併し教区区域を変更して「日本聖公会 東日本教区」設立が承認され、関連する法規が改正されました。

「日本聖公会法憲法規」一部改正(2021年4月4日発行・1刷への改訂箇所)を掲載いたしますので、お手持ちの「法憲法規」の見返しに貼付あるいは挿入なさるなど、ご活用いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

管区事務所 総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一

第70(臨時)総会を終えて 《総合報告》

2026年2月23日(月・休) Web開催

管区事務所

総務主事 アンナ 金子登美江

◆臨時総会始まる

2026年2月23日(月・休)、管区事務所と全国11か所の教会会場をオンラインで結び、日本聖公会第70(臨時)総会が開催されました。総会は日本聖公会の法規に則り行われますが、総会細則の第3章、総会の成立の一番目には「総会は、開会に際し、聖餐式を行なう。」とあります。議事はオンラインで各会場を繋ぎ19時より開始しましたが、聖餐式は議事開始の一時間前に全国の会場にて執り行われました。

私は東京・神楽坂の管区事務所にて、議長である上原榮正首座主教の司式のもと、総会書記、総主事と共に聖餐式に参列いたしました。北海道、東北、北関東、東京、横浜、中部、京都、大阪、神戸、九州、沖縄——南北に長い日本列島に連なる各教会会場で、同じ時刻に聖餐式がささげられていることを思うと、深い感慨を覚えます。札幌はすでに日没後で外は闇に包まれていたことでしょう。一方、沖縄は日没前で、まだ光の中にあっただけです。同じ祈りをささげながらも、異なる景色の下にある。そのことに、喜びや愛おしさや不思議さ、また、長い年月祈りが継承されてきたことへの畏怖の念を感じつつ、複雑な思いで参列しておりました。普段よりも様々な思いが去来します。というのも、本臨時総会には重要議案として第4号議案「教区新設を承認する件」が上程されていたからです。

◆東日本教区

先述の第4号議案は、北関東教区と東京教区が合併し、「東日本教区」を新設するという、日本聖公会の歴史の分水嶺ともいえる議案です。

沖縄教区が1972年に日本聖公会へ組織移管されて以来、54年あまりにわたり、日本聖公会は11教区体制のもとで宣教を担ってまいりました。既に北関東と京都教区の2教区は伝道教区としてあり方を編成なさいましたが、教区数が減少するのは初めてのことです。1859年を日本聖公会の宣教開始の年として捉えるならば、167年に渡る歩みの中で11教区の聖職・信徒が一堂に会する総会は、ひとまず本臨時総会が最後となります。

北関東教区は1893年6月14日、マキム主教に始まり、以来9代の主教が与えられました。東京教区は1923年5月17日、第1代主教・元田作之進に始まり、10代の主教が立てられてきました。両教区を合わせると、現職・退職・帰天された聖職者は約430名にのぼります。さらに、100年以上にわたり信仰を守り続けてこられた信徒の方々を思えば、その数は何万人にも及ぶでしょう。一人ひとりの人生があり、喜びや悩みや恵みを分かち合いながら、信仰の歴史が幾重にも重ねられてきました。その歩みを担ってきた二つの教区が、ここに、新たな決断をなされたのです。

◆総会決議

議長および主教議員9名、聖職代議員22名、信徒代議員22名、計53名が各会場から参加しました。議長の開会の祈りに始まり、書記長による点呼が行われ、出席予定者全員の議員資格が確認されました。こうして粛々と第70(臨時)総会は幕を開けました。

総会は順調に進行し、19時29分、第4号議案が読み上げられ、審議が始まり、活発な質疑応答が交わされました。

採決に先立ち、北関東教区聖職代議員・矢萩栄司司祭が、新教区設立に至るまでの歩みを語られました。そこには、さまざまな祈りと葛藤、そして決断の重みが込められていました。以下に、合併に向けた経緯や主な決議を簡略に記します。

- ・2019年6月9日発行の主教会メッセージ「日本聖公会宣教160周年を迎えて」に記された、「統合・再編成の議論を推し進めることも主教会に託された課題」という一文により、当時の主教である広田勝一主教から北関東教区の再編成を検討したいという思いを受けた
- ・2020年11月23日の北関東教区第87回(定期)教区会で伝道教区となることを可決
- ・2021年3月6日の日本聖公会第66(臨時)総会で北関東教区が伝道教区となることを承認
- ・東京教区と協議を重ね、単なる吸収合併ではなく「新たな教区の設立」を目指すことが確認された
- ・2025年11月24日の北関東教区第93回(定期)教区会および2025年11月22日の東京教区第147(定期)教区会において合併と新教区設立を可決

年月だけを追えば簡潔に見えますが、そこに至るまでの労力と祈り、迷いと決断は容易に推し量れるものではありません。よくここまで歩み抜かれたものだと、驚きを覚えます。

そしてついに…議長より採決が促され、19時48分、第4号議案「教区新設を承認する件」が満場一致で可決。ここに二つの教区が一つとなり、茨城・栃木・群馬・埼玉・東京の諸教会から成る「東日本教区」の新設が承認されたのです。

◆実務の側面から

ふだん事務に携わる身として、どうしても実務の側面が思い浮かびます。規則整備、財務調整、文化や伝統のすり合わせ、行政手続き一そ

こには表面には見えてこない膨大な働きが伴うことでしょう。両教区の実務担当の方々のご尽力に、心より敬意を表します。完全な形での出発などあり得ません。走りながら整え、歩みながら成熟していく。それこそが誕生の姿でしょう。小さなほころびが見えるときもあるかもしれません。しかしそれは、成長への余白でもあります。みなさまどうかこの誕生を喜びをもって見守り、そっと手を添えていただければと願います。

◆神の民の共同体

今回もZoomでの開催となりましたが、書記長の松田浩司祭の進行は円滑で、議長の上原榮正首座主教との呼吸も整い、全体がよく備えられていたと感じました。東京教区主教・北関東教区管理主教の高橋宏幸主教が語られた、「世間の賞賛を得ることや自己満足を目的とするのではなく、あくまでも神の栄光のためのパイオニアであるために、両教区が力を合わせるのだ。」という趣旨のお言葉も、教区編成に際し、皆の心の拠り所として携わられ、祈る中で生まれたお気持ちなのだ深く心に残りました。また、全ての協議終了後、11教区の総会議員・代議員と共に唱えた主の祈りは、日本全国の夜空に響き渡り、天であろうが地であろうが、わたしたちはどこにあっても祈りで繋がり、み言葉と聖餐によって養われ、この社会へと遣わされている神の民の共同体であるのだと、この普遍の恵みに改めて気づかされ、感謝を覚えるのでした。

様々な場面を通して、神さまが備えてくださった祝福の出来事である、その思いを胸に刻む総会でした。歴史の節目に立ち会えた恵みに感謝しつつ、新たに歩み始める東日本教区の上に、そして、共に神の共同体として連なる日本聖公会に関わる全ての皆さまの上に主の豊かな祝福がありますよう祈ります。主の平和がありますように。



『日本聖公会資料保管に関する東西合同協議会』

～2026年2月20日 オンライン開催報告～

管区事務所 文書保管委員会
委員長 司祭 ヨセフ 太田 信三

2026年2月20日、「日本聖公会資料保管に関する東西合同協議会」をオンラインにて開催いたしました。事前のGoogleフォームを用いたアンケートには16件の回答が寄せられ、当日は14の教区ならびに関連学校・施設よりご出席をいただきました。貴重なお時間を割いてご協力くださった皆さまに、心より感謝申し上げます。

■日本聖公会資料保管に関する協議会について

「資料保管に関する協議会」は、かつて一年に一度、東日本・西日本に分かれて対面で開催され、各所の文書保管に関わる方々が集い、資料を持ち寄り、意見交換と課題共有を重ねてきた大切な場でした。毎回会場を変え、教区事務所・教務所、関連施設・学校等の保管場所を見学しながら交わりを深めてきましたが、コロナ禍の影響により2019年を最後に中断となりました。

さらに、管区文書保管委員会そのものも2020年1月以来、様々な要因が重なって委員会開催が途絶え、継続した活動は限られた範囲に留まっていました。4年という時は大きな変化をもたらし、かつて担ってくださった方々が逝去されたり、参加が困難になられたりする中で、属人的な努力に依存していた取り組みを回復することは容易ではありませんでした。まさに暗い洞窟の先に小さな光を探すように、少しずつ手がかりを見つけ、地道に歩みを再開してきたのが近年の実情でした。

そのような中、2024年11月16日には「日本聖公会資料保管に関する東西合同協議会」をオンライン開催し、全国の文書保管担当者とのつながりを再び結び直す機会を得ました。4年を経た

それぞれの課題や成果を分かち合い、互いに励まし合い、これから新たに歩み始めたいという願いが、その出発点にありました。そして今回、前回から一年余を経て、あらためて本協議会を開催する運びとなりました。

■開催の目的

今回の目的は、第一に各教区・学校・施設の課題と成果を分かち合い、互いに励まし合うこと。第二に、前回話題となった「目録の共有」に向けた検討を進めること。第三に、新たな課題を共有し、今後の取り組みの方向性を見いだすこと、の三点でした。タイムテーブルに沿って各所より報告がなされ、質疑応答を通して、各地の現状が率直に共有されました。

■分かち合われたことの一部をご紹介します

分かち合いの中で浮かび上がった共通課題は、「人手が足りない」「目録がない」「整理やデジタル化が途中で止まっている」「フロッピー、テープ、ビデオ等の媒体の移行ができない」「保管か廃棄かの判断基準がない」「後継者へ引き継げる形になっていない」といった点でした。一方で、写真資料の整理・選別・印刷保存、学内展示や閲覧の工夫、データをサーバやNASで保管する実践、歴史編纂事業との連携など、各地の創意工夫も共有されました。こうした良い実践が、別の地域にとって大きなヒントとなることをあらためて確認できたことは、大きな収穫でした。

とりわけ、目録の共有については、「どれを捨ててよいか判断できない」「他所で保管されているか参照できれば助かる」「目録作成・整理基

準の参考にしたい」という声が寄せられ、まずは各教区・関連学校・施設の担当者間での限定共有から始めることが現実的ではないか、という方向性が示されました。公開範囲と運用負荷のバランスを見極めつつ、担当者の名簿管理等も含め、具体化に向けた検討を進めていきたいと思えます。

■これからの歩みに向けて

資料保管は単なる「物」の管理ではなく、先達の信仰の足跡と営みを守り、その歴史の中に確かに働かれた神の恵みを知る営みです。今回の協議会を通して、あらためて聖公会のつながりの豊かさを実感する機会となりました。閉会后には多くの前向きな声も寄せられ、今後の協議会は

基本的にオンラインで継続しつつ、数年に一度は対面での開催も行う方向が確認されました。すべての課題に直ちに答えを出すことはできませんが、分かち合われた課題にどのように取り組むか、また各地の良い実践をどのように共有していくかを整理しながら、文書保管委員会としての役割を一つひとつ形にしていきたいと思います。互いに連絡を取り合い、この関係性を活かしながら、それぞれの現場の歩みが支えられ、より豊かに整えられていくことを願っております。

文書保管の働きのご理解いただき、引き続き各所での取り組みと当委員会へのご加禱、ご協力を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

カルトへの注意喚起

解散命令後の宗教と社会 — 世界平和統一家庭連合をめぐる課題と教会の備え

管区事務所

宣教主事 司祭 ステパノ 卓 志雄

2026年3月4日、いわゆる「統一協会」と呼ばれてきた「世界平和統一家庭連合」に対し、解散命令が下された。日本社会は改めて、宗教と国家、そして個人の自由の関係という根源的な問いの前に立たされている。今回の決定は、日本の宗教史においても大きな転換点となる可能性を持つ。

まず確認すべきは、解散命令が直ちに団体の消滅を意味するわけではないという点である。宗教法人法に基づく解散命令は法人格の剥奪を意味するが、信仰活動そのものを禁止する措置ではない。今後、抗告から上級審へと続く司法手続きが長期化する可能性も高い。

争点の核心は、「憲法が保障する信教の自由」と「反社会的行為に対する国家の介入の限界」をいかに調和させるかにあった。高額献金の問題、信徒やいわゆる「宗教二世」に対する構造的被害が、組織的・継続的な違法行為と認定されるかどうか判断の鍵となったとみられる。

解散命令が確定すれば、法人としての税制上の優遇措置は失われ、財産管理も清算手続きに入る。しかし、過去の事例が示すように、名称変更や関連団体の再編を通じて実質的な存続を図る可能性は否定できない。すでに教育、文化、平和、家庭といったテーマを掲げる関連団体が国内外で活動しており、それらがどのように再編

されるかも注視される。

さらに、既存のキリスト教会への接触の動きも指摘されている。日本聖公会の各教会・礼拝堂をはじめ全国のキリスト教会からは、「個人として礼拝に出席するケース」や「団体名を明示した上で対話や集会への招待を行うケース」が報告されている。

なぜ接近が起こるのか。第一に、社会的正統性の確保である。既存教会との関係を示すことは、孤立を回避し、一定の信頼性を対外的に演出する効果を持ち得る。第二に、内部信徒の動揺への対応である。組織の将来が不透明な中で、信徒の流出防止や受け皿の確保が課題となる。第三に、イメージ改善の戦略である。「対話」「平和」「家庭」といった言葉は社会的受容性が高いがゆえに、慎重な見極めが求められる。

教会・礼拝堂の現場では判断に迷う場面も少なくない。キリスト教会は本来、「どなたでもお越しください」という姿勢を大切にしている。しかし、来会の目的が信徒への勧誘、個人情報の収集、他団体（旧統一協会など）への引き抜き、あるいは問題ある団体への擁護や協力の要請である場合には、信徒を守る責任が生じる。目的が加害的であると明らかになったときには、毅然と断ることもまた牧会的判断である。

一方で、組織の中で疑問を抱き、自らの信仰を見つめ直したいと願う個人に対しては、誠実に耳を傾ける姿勢が求められる。被害を拡大させないことと、苦悩する個人の受け皿となることは、矛盾ではない。

歴史的キリスト教会は、三位一体論およびキリスト論においてカルト団体と立場を異にしている。この相違は単なる教派差ではなく、啓示と救済理解の核心に関わる。教義上の相違を曖昧にしないことは、対話以前の前提である。

実務的には、管区事務所との情報共有、共催・後援の慎重な判断、文書確認の徹底が重要である。訪問者の目的が判断し難い場合は、管区事務所、専門家や相談機関に連絡する体制を整えておくことが望ましい。

今回の解散命令は日本国内にとどまらない。韓国に本部を置く同団体に対する日本の司法判断は、宗教団体の財務透明性、信徒保護、宗教二世問題をめぐる議論にも影響を与えるだろう。「司法判断によって宗教団体は解散し得るのか」という問いは、宗教と公共性の関係を再考させる契機となる。

重要なのは、今回の判決が特定宗教への弾圧ではなく、「宗教の名の下に行われた行為が社会倫理と法秩序に適合していたか」という検証であるという点である。信教の自由は最大限尊重されなければならない。しかし同時に、その自由が他者の尊厳や生活を侵してはならないという原則も揺るがない。

2026年3月4日は一つの日付にすぎない。しかし、その後続く法的攻防と社会的議論は、日本社会が宗教をどのように理解し、どのような公共性を求めるのかを問う長い歩みの始まりとなるだろう。教会に求められているのは、恐れすぎることでも無防備であることでもない。信仰と理性に基づく冷静な判断である。

最後に2026年3月6日「日本基督教団カルト問題連絡会」が発表した「旧統一協会に対する宗教法人解散命令についての声明」の一部を紹介する。わたしたち日本聖公会も大事にしたい内容である。

「(前略) 旧統一協会は、宗教法人解散命令を受けましたが、日本国憲法第20条に示された「信教の自由」により、今後も宗教団体としての活動が保障されます。引き続き、旧統一協会による活動を注視しつつ、被害に対して真摯に対応してまいります。

なお、今回の宗教法人解散命令は、教団組織が「何を信じているか」ではなく「どのような手段を用い、どのような人権侵害や不法行為を行ってきたか」を理由に下されたものです。しかし、宗教法人法が濫用され、「何を信じているか」という理由だけで、政府によって解散命令が下されることがあってはなりません。今後も、宗教法人法の適切な運用がなさ

れるように動向を見守ってまいります。

また、旧統一教会の信者・元信者・身内で
あとという理由だけで、不当な差別が行われ、
かえって被害者の救済が遠のくことのないよ

うに、この問題についての理解が広がるよう
努力を続けてまいります。」

*声明の全文は日本基督教団のホームページ
からご覧いただけます。



世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の本部ビルに掲げられた教団名。「宗教法人」と書いてある。

速報 2026年 沖縄週間／沖縄の旅へのお誘い

2026年「沖縄週間／沖縄の旅」について（第1報）

本年も正義と平和委員会・沖縄プロジェクトにて準備を進めています。日程・旅程が決まりましたのでお知らせします。

・期間

2026年6月19日（金）～21日（日）

19日13時に那覇空港へ集合、21日17時に三原聖ペテロ聖パウロ教会にて解散となります。

・主な旅程

佐喜眞美術館（普天間）、コザ（泊）、辺野古、沖縄教区「慰霊の日礼拝」参列

- 申し込みは後日開始しますが、航空券や宿泊を早期予約された方は優先して受付できるよう考慮します。19日の宿泊はプロジェクト側で手配しますので不要、20日のみ三原聖ペテロ聖パウロ教会（那覇市）から各自で移動できる所での宿泊を手配してください。
- 21日（日）の参加が困難な方を対象に、旅の前日18日（木）13時那覇空港集合のオプションプログラムを予定しています。スケジュール調整が困難な方はご検討ください。
- ご不明の点は、正義と平和委員会・沖縄プロジェクトまでお問い合わせください。
問い合わせ方法：メール（okinawa.project.nskk@gmail.com）



《第一回》
静かなひとときを～
オルガンの音を聞きながら

日時：2026年5月1日（金）15時～16時

場所：「ナザレの家」聖家族礼拝堂

三鷹市牟礼4-22-30（旧ナザレ修女会）

普段は一般開放していないナザレの家にて、静かなひとときを過ごしません。礼拝堂という神聖な場所に身を置きつつパイプオルガンの音に耳を傾ける時間をお楽しみください。忙しい日々の中で、穏やかなひと時となりましたら幸いです。



※礼拝堂および館内は写真撮影禁止です。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※参加費は無料です。どなたでもご参加いただけます。

※室内履きをご持参ください。

※お申込みは不要ですが、定員（50名）になり次第、閉場します。

主催：日本聖公会 ナザレ委員会
お問い合わせ先；日本聖公会管区事務所 ☎03-5228-3171



「彼女を記念して」

「世界中どこでも、福音が宣べ伝えられる所では、この人のしたことも記念として
語り伝えられるだろう。」 マルコ 14 章 9 節

逝去された女性の教役者の レクイエムと分かち合いの会

日時：2026年4月24日(金)

会場：日本聖公会中部教区名古屋聖マタイ教会
(名古屋市昭和区明月町)

1998年に日本聖公会で女性の司祭按手が実現してから、わたしたちはこれまで3人の女性の司祭を天にお送りしました。この復活節に、先達である女性の教役者のお働きを覚えて感謝し、召命の物語を分かち合い、あとに続く者として今後の課題を考えながら、ともに希望の一步を踏み出しましょう。

◆◆◆プログラム◆◆◆

14時～16時 逝去者記念礼拝（聖餐式）

石田みち子司祭、山野繁子司祭、渋谷良子司祭を偲んでの分かち合い

16時半～18時 女性の教役者リレートーク 召命を語る・聞く

18時～20時 夕食会（お弁当、飲み物 会費2,000円）

※参加自由 夕食会に参加される方のみ、事前申し込みをお願いします

（お名前、所属教会、連絡先を4月12日までにお知らせください）

申し込み、お問い合わせ先

clairekaoru@gmail.com（吉谷かおる）

協力 日本聖公会中部教区

主催 日本聖公会女性に関する課題の担当者 正義と平和委員会ジェンダープロジェクト

原発のない世界を求める



Zoom Café のご案内

世界の声に耳を傾けよう

＜神が創られた自然・世界・社会＞



2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故は、多くの住民の生活や生業を奪い、長年住み慣れた土地やかけがえのない人間関係さえも破壊してしまいました。

この出来事によって、私たちは「核といのちは共存できない」ことを深く心に刻み、持続可能な地球環境と被造物の本来の姿を守るため、また尊厳限りないいのちのために、「原発のない世界を求めて祈り行動する者」として用いられることを望んでいます。

2ヶ月に1度（偶数月第3土曜日）の Zoom Café は、そのための、学びと分かちあいの場です。参加申込みは不要。お好きな飲み物とともに、Zoom でご参加ください。

2026年4月18日(土) 14:00~15:30

「いのちと原発～宗教者核燃裁判から」

「核燃料サイクル事業」の廃止を求め、宗教者が原告となり提起されたのが宗教者核燃裁判です。なぜ今、宗教者が原発に反対するのか。それは、いのちの尊厳を守ることが信仰の根幹にあるからです。今回の zoom café では、市民運動と手を取り合いながら歩んできた大河内さんの経験を通じ、裁判の意義や、持続可能な未来に向けた宗教者の役割と展望について、お話いただきます。

お話：大河内秀人さん（浄土宗寿光院・見樹院住職）



（プロフィール）1957年東京都生まれ。学生時代から参加したカンボジア難民支援を契機に、40年以上にわたり環境、福祉、国際協力など多角的な社会活動に従事。「原子力行政を問い直す宗教者の会」事務局や「パレスチナ子どもキャンペーン」代表理事、「リタ市民アセット財団」設立など、宗教・宗派を超えた市民活動のネットワークを広げている。

Zoom リンク：<https://onl.bz/UA3pSej>

ID：820 1414 1653 パスコード：822900



原発問題プロジェクト Web サイトの「Zoom Café」からもお入りいただけます。
<https://www.nskk.org/province/no-nuke-project/>



主催：日本聖公会正義と平和委員会 原発問題プロジェクト

お問い合わせ：090-1983-7244 (池住 圭)





神学校

のために

祈る主日

〈復活節第4主日〉

2026.4.26

東京 1911年設立
世田谷区用賀1-12-31
The Central Theological College
聖公会神学院

京都 1948年設立
京都市上京区桜鶴円町380
The Bishop Williams' Theological Seminary
**ウイリアムス
神学館**

私は柔和で心のへりくだった者だから、
私の軛を負い、私に学びなさい。
(マタイによる福音書11章29節)

NIPPON SEI KO KAI
日本聖公会

日本聖公会管区事務所ホームページ <http://www.nskk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメール、また郵便でお寄せください。

comm-sec.po@nsk.k.org 広報主事(田村浩一) デスク宛て